

教育民生委員会記録

開会年月日	令和6年3月11日		
開会時刻	午前9時57分		
閉会時刻	午前11時34分		
出席委員名	◎宮崎 誠	○楠木宏彦	大西要一 中村 功
	井村貴志	野崎隆太	吉井詩子 吉岡勝裕
	藤原 清史 議長		
欠席委員名	なし		
署名者	大西要一 中村 功		
担当書記	野村格也		
審査案件	議案第11号	令和5年度伊勢市一般会計補正予算（第11号） （教育民生委員会関係分）	
	議案第12号	令和5年度伊勢市国民健康保険特別会計補正予算 （第2号）	
	議案第13号	令和5年度伊勢市後期高齢者医療特別会計補正予算 （第2号）	
	議案第14号	令和5年度伊勢市介護保険特別会計補正予算（第3号）	
	議案第17号	令和5年度伊勢市病院事業会計補正予算（第3号）	
	議案第24号	伊勢市子ども家庭支援ネットワーク条例の一部改正について	
	議案第29号	伊勢市福祉医療費の助成に関する条例の一部改正について	
	議案第30号	伊勢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準に関する条例の一部改正について	
	議案第31号	伊勢市こども家庭センター条例の制定について	
	議案第32号	伊勢市特別保育の実施に関する条例の一部改正について	
	議案第33号	伊勢市児童発達支援センター条例及び伊勢市こども発達支援施設条例の一部改正について	
	議案第34号	伊勢市障害児放課後等支援施設条例の一部改正について	
	議案第35号	伊勢市障がい者基幹相談支援センター条例の一部改正について	
	議案第36号	伊勢市国民健康保険条例の一部改正について	
議案第37号	伊勢市介護保険条例の一部改正について		
議案第38号	伊勢市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について		

	議案第 39 号	伊勢市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について
	議案第 40 号	伊勢市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について
	議案第 41 号	伊勢市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
	継続調査案件	学校教育に関する事項 ・小学校給食の運営について ・伊勢市いじめ防止基本方針の改訂について
	行政視察について	
説 明 員	健康福祉部長、健康福祉部理事、健康福祉部次長、	
	健康福祉部参事兼福祉総合支援センター長、	
	福祉総合支援センター副参事、高齢・障がい福祉課長	
	教育長、事務部長、学校教育部長、教育委員会事務局参事、	
	教育総務課長、学校施設整備課長、学校教育課長、学校教育課副参事 その他関係参与	

伊 勢 市 議 会

審査経過

宮崎委員長が開会を宣告し、会議成立宣言の後、会議録署名者に大西委員、中村委員を指名した。その後、直ちに議事に入り、去る2月26日の本会議において審査付託を受けた「議案第11号 令和5年度伊勢市一般会計補正予算（第11号）中、教育民生委員会関係分」外18件を審査し、いずれも全会一致で原案どおり可決すべしと決定し、委員長報告文の作成については正副委員長に一任することで決定した。

次に、継続調査案件となっている「学校教育に関する事項」を議題とし、当局から報告、報告への質疑を行い、今後も継続して調査をすることを決定した。

次に、「行政視察について」を議題とし、視察先及び視察項目の詳細については、決まり次第、委員長から委員に対し連絡することで決定し、委員会を閉会した。

なお、詳細は以下のとおり。

開会 午前9時57分

◎宮崎誠委員長

ただいまから教育民生委員会を開会いたします。

本日の出席者は全員でありますので、会議は成立しております。

これより会議に入ります。会議録署名者2名は委員長において大西委員、中村委員の御両名を指名いたします。

本日、御審査いただきます案件は、去る2月26日の本会議におきまして、教育民生委員会に審査付託を受けました19件、継続調査案件の「学校教育に関する事項」及び「行政視察について」のあわせて21件であります。案件名については、審査案件一覧のとおりです。

お諮りいたします。審査の方法については委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎宮崎誠委員長

御異議なしと認めます。そのように取り計らいをさせていただきます。

また、委員間の自由討議については、申出がありましたら随時行いたいと思いますのでよろしくお願いたします。

【議案第11号 令和5年度伊勢市一般会計補正予算（第11号）（教育民生委員会関係分）】

◎宮崎誠委員長

それでは、「議案第11号 令和5年度伊勢市一般会計補正予算（第11号）中、教育民生委員会関係分」を御審査願います。

補正予算書の44ページをお開きください。44ページから51ページの款3民生費を款一括で御審査願います。

なお、民生費のうち、当委員会の審査から除かれるのは、項5人権政策費です。

御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎宮崎誠委員長

御発言もないようですので、款3民生費の当委員会関係分の審査を終わります。

次に52ページをお開きください。52ページから55ページの款4衛生費を款一括で御審査願います。

なお、衛生費のうち、当委員会の審査から除かれるのは、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費のうち、大事業4水道事業出資金です。

御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎宮崎誠委員長

御発言もないようですので、款4衛生費の審査を終わります。

次に72ページをお開きください。款10消防費、項1消防費、目5災害対策費のうち、大事業1防災対策事業、小事業2避難行動要支援者対策事業を御審査願います。

御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎宮崎誠委員長

御発言もないようですので、款10消防費の当委員会関係分の審査を終わります。

次に76ページをお開きください。76ページから81ページの款11教育費を款一括で御審査願います。

なお、教育費のうち、当委員会の審査から除かれるのは、項5社会教育費、目3文化振興費です。

御発言はありませんか。

吉井委員。

○吉井詩子委員

項2小学校費、目1小学校管理費の大事業1小学校整備事業、中事業小学校整備事業と小学校長寿命化改修事業とありますが、この(1)、(2)番、その詳細について、内容を聞かせてください。

◎宮崎誠委員長

学校施設整備課長。

●木村学校施設整備課長

まず1番の小学校整備事業についてでございますが、こちらは早修小学校と御菌小学校の2校において、空調機改修工事を行います。まず、早修小学校では、図書室の既存の空調機が部屋の大きさに比して、能力が不足しておりますので、年数も経過していることから部屋の大きさに応じた空調機に取替え改修を行います。次に、御菌小学校でございますが、既に全館空調機が設置されておりますが、児童が不在等のときに各部屋単独で空調機が稼働できるよう、職員室、校長室、保健室に個別空調機を設置するものでございます。以上でございます。

それから、二つ目につきまして、小学校長寿命化改修事業でございますが、こちらは建築後40年以上経過いたしました学校に対しまして老朽化したトイレの改修でございまして、床の乾式化、便器の洋式化、それから照明のLED化などを予定しております。以上でございます。

◎宮崎誠委員長

吉井委員。

○吉井詩子委員

この小学校長寿命化改修事業のトイレの洋式化っていうこと、様々していただけるということなんですが、どこの学校をされますか。

◎宮崎誠委員長

学校施設整備課長。

●木村学校施設整備課長

はい、小俣小学校、御菌小学校、進修小学校、明野小学校の4校でございます。

◎宮崎誠委員長
吉井委員。

○吉井詩子委員

この4校ですが、大体児童数の多いところだと思うんですが、やはり児童数の多いところにたくさん予算をかけるということによろしいでしょうか。

◎宮崎誠委員長
学校施設整備課長。

●木村学校施設整備課長

児童数も多いところも含めまして、校舎のつくり、それから、内容等も加味いたしまして、考えていきたいと思っております。

◎宮崎誠委員長
吉井委員。

○吉井詩子委員

私、一般質問のほうでトイレ棟なども提案させていただいたんですが、その辺の検討っていうのはなされましたでしょうか。

◎宮崎誠委員長
学校施設整備課長。

●木村学校施設整備課長

トイレ数につきましては、課題の一つと捉えております。今回の改修は、今あるトイレの環境改善を図るところを目的としております。まず、和式トイレを洋式トイレに交換することで、児童のトイレ使用時の負担を減らすと。それから、床の乾式化によりまして衛生面の向上、においの軽減などを図っていきたい。それから、今後も使用状況に関して随時学校の意見を聞きながらやっていきたいと考えております。

◎宮崎誠委員長
吉井委員。

○吉井詩子委員

校舎自体が40年以上たっているということで、建て替えということと、それと、この長寿命化ということで、一般の普通の家でいっても建て替えるのがいいのかりフォームがいいのかっていうのは、悩みどころであります。今の現状を実際に見て、私も見てまいりましたが、やはりこれはちょっと放っておけないということで、今回は長寿命化ということで、されるということで御理解させていただいてよろしいでしょうか。

◎宮崎誠委員長

学校施設整備課長。

●木村学校施設整備課長

委員仰せのとおりでございます。

◎宮崎誠委員長

他に御発言ありませんか。

野崎委員。

○野崎隆太委員

私も同じところでお聞かせをいただければと思います。まず今、吉井委員がいろいろ聞いていただきましたので、一つ教えてほしいのがですね、40年以上という学校がありましたけど、今回は、その児童生徒数という話もありましたけども、古い順番とかそんなこと、トイレの状況とかも、それからいろんなことを加味してくれてるのかなと思うんですけども、ほかの学校への対応ってどんなふうにお考えでしょうか。

◎宮崎誠委員長

学校施設整備課長。

●木村学校施設整備課長

小学校のほうですね、予定としましては、令和9年度までに終わらせたいと考えております。

◎宮崎誠委員長

野崎委員。

○野崎隆太委員

もう一つ、中学校のほうではこれ、費目としては今回上がってきてませんけども中学校に対する考え方も教えてください。

◎宮崎誠委員長

学校施設整備課長。

●木村学校施設整備課長

中学校につきましても40年以上の校舎が3校ございます。こちらにつきましても、令和10年度までに終わらせたいなという予定を考えております。以上でございます。

◎宮崎誠委員長
野崎委員。

○野崎隆太委員

今、令和9年度、10年度までに終わらせるって言ったんですけども、対象校全て教えてください。

◎宮崎誠委員長

暫時休憩します。

休憩 午前10時06分

再開 午前10時06分

◎宮崎誠委員長

休憩を解き、会議を再開いたします。

学校施設整備課長。

●木村学校施設整備課長

城田中学校、小俣中学校、港中学校でございます。

◎宮崎誠委員長

小学校も出ますか。

●木村学校施設整備課長

先ほどの4校除きまして、修道小学校、宮山小学校、浜郷小学校、城田小学校、四郷小学校、上野小学校でございます。

◎宮崎誠委員長

野崎委員。

○野崎隆太委員

あのですね、今幾つか、小学校の名前を教えてくださいましたけども、適正規模・適正配置の対象校があるかと思うんです。これですね、適正規模・適正配置を今からしようとする学校、例えば今回小俣とか明野とか、御菌小学校とか、恐らく対象にならん学校ならともかくとしてですね、ほかのところも含めて、この先ほどの令和9年、10年までの計画も含めてですけども、適正規模・適正配置の対象校になるような学校というのは、それこそトイレを改修してもですね、すぐに、建て替えの話をしたりですね、そんな話があるかなと思うんですけども、どのようにお考えですか。

◎宮崎誠委員長

学校施設整備課長。

●木村学校施設整備課長

委員仰せのとおり、例えば進修小学校でございましたら、基本計画で第2期の統合対象校に位置づけております。今のところですね、計画が進んでいないというのが現状でございます。第1期の計画完了を待たずに、第2期も含めて、見直しを研究していくというところを考えておりますが、一方で、施設の老朽化対策につきましても進めていく必要があると考えております。児童に対しての影響も大きいことから、今回このような形で進めていきたいと考えております。以上でございます。

◎宮崎誠委員長

野崎委員。

○野崎隆太委員

計画が進んでいないという話をされましたけども、これ度々、本会議でも委員会でも御指摘をさせていただいてますけども、進んでいないのであれば、早く進めればいいだけの話で、進んでいない原因がどこにあるかというのを御理解されての今御答弁ですか。進んでいない原因はどこにあるんです。

◎宮崎誠委員長

学校施設整備課長。

●木村学校施設整備課長

児童の推移、それから近辺の環境状況っていうところで、私ども把握しております。以上でございます。

◎宮崎誠委員長

野崎委員。

○野崎隆太委員

予算委員会の際に言いましたけど、児童の推移と言いますけども、これ下回ってるところあるじゃないですか。何で早くしないんですか。そんな、増えてる減ってるの、増えてるとこの話をするならわかりますけど、さっき御菌って言いましたよね、これ令和何年にやる予定ですか、教えてください。

◎宮崎誠委員長

学校施設整備課長。

●木村学校施設整備課長

御菌小学校でよろしかったですか。

○野崎隆太委員

中学校。対象校やで。

●木村学校施設整備課長

対象校につきましては、統合をということでよろしかったでしょうか。

○野崎隆太委員

違います。トイレの改修。

●木村学校施設整備課長

トイレの改修につきましては、御菌小学校は今んところ40年以上。失礼しました。御菌中学校はちょっとトイレ40年以上たっておりませんもんで、改修の対象には今回しておりません。

○野崎隆太委員

ごめんなさい。御菌じゃない、進修。失礼いたしました。

◎宮崎誠委員長

野崎委員。

○野崎隆太委員

失礼しました。さっきの中学校、城田と小俣以外のもう一個のところ、港ですね。失礼いたしました。港です。

◎宮崎誠委員長

学校施設整備課長。

●木村学校施設整備課長

港中学校につきましては、具体的にこの統合するという時期につきましては…。

○野崎隆太委員

統合じゃない、トイレの改修。

●木村学校施設整備課長

トイレにつきましては、今のところですね、予定としましては、令和9年度、10年度を予定しております。

◎宮崎誠委員長

野崎委員。

○野崎隆太委員

ということですよ。令和9年、10年まで、統合の話を進めないっていうことを言っ
とるみたいなもんで。それは、理解ができない、正直なところ。遅れている遅れているっ
て言って、遅れたまま、別に令和9年、10年までに統合すればいい話でしょ、適正規模・
適正配置で。そうすればこのトイレの予算の計画も全部なくなるわけですよ、今回の審査
に関して言えば、あくまでも、小俣、御菌、進修、明野だけなので、外とはいうものの、
こういう計画を持ってやっていくという、その計画の立て方がまずおかしい。

もう一つお聞かせいただきますけども、これ補助事業だと思うんですけど、たしか国
負担ですかね、補助事業だと思うんですけども、これ作ったら何年間使わなきゃいけない
とかそういうルールはあるんでしょうか。

◎宮崎誠委員長

学校施設整備課長。

●木村学校施設整備課長

補助につきましては、一つの目安となりますが10年ということになっております。

◎宮崎誠委員長

野崎委員。

○野崎隆太委員

ということは、改修したところ10年間、適正規模・適正配置の統合を行わないという
ことをここで宣言するっていう話ですか。

◎宮崎誠委員長

学校施設整備課長。

●木村学校施設整備課長

統合につきましてはこの交付金につきましては、公共用あるいは公用に供する施設へ
の転用につきましては、10年未満であっても、手続を報告することによって、国庫納付金
の返還は不要というふうになっております。

◎宮崎誠委員長

野崎委員。

○野崎隆太委員

少し答弁が分からなかったんですけど、適正規模・適正配置、今皆さん御存じのとおり、
適正規模・適正配置をされて、学校じゃなくなるはずですよ。サウンディング型方
式の状況によってはですけど、今んとこ更地になるところはないですけど、民間の活用が、
それ公共用地に当たるのかって言われたらこれ多分、誰が判断するのって言ったら多分、

財務省か文部科学省ですよね、恐らく。ということは、例えばサウンディング型方式なり、今後例えば、売払いをしてしまうとか、そういう話をするのが、さっきの例えば極端に言うと港中学校で、令和19年から20年度まで、そういう議論すらできなくて、下手すると、適正規模・適正配置の統合すらできなくなる可能性があるっていう話ですよね、違います。

◎宮崎誠委員長

学校施設整備課長。

●木村学校施設整備課長

まず施設の活用につきましては、今後検討していく課題の一つになるかと思っております。それから、適正配置につきましても、今後でもありますね、これは、考えていくべき話ですので、これも検討の課題にしていきたいと思っております。

◎宮崎誠委員長

野崎委員。

○野崎隆太委員

今後考えてくじゃなくて、今日予算が出てるんですよ。で、今のお話からすると、進修か、とかもそうですけど、例えばもっと言うてしまうと校舎を建て替えようって小俣とか明野で言い出したときとかそんな話もそうですけど、10年間身動きがとれないかもしれないっていう話を先ほど御答弁いただいたので、それを今決定するなら、財務省は何て言ってますかって僕はここで聞かなきゃいけないと思うんですよ。適正規模・適正配置に影響はありませんかと聞かなきゃいかんと思うんですよ。これ、影響はないということは今ここで、断言をできるお話なんでしょうか。

◎宮崎誠委員長

学校施設整備課長。

●木村学校施設整備課長

今回はあくまで今年度の補正ということで、この4校を考えておりますので、それ以降につきましては、考えをまた見直していきたいと思っております。以上でございます。

◎宮崎誠委員長

もう少し、先を見据えた話ができますかね。

学校施設整備課長。

●木村学校施設整備課長

計画につきましても、今後、第2期も含めまして、まだまだ考えていかないといけないところもございます。先を見据えて、このトイレ改修につきましても、先ほど申し上げました、子供たちの健康面も考えて計画していったものでございます。今後、新た

ったとしても、補助金の返還等は必要がないんですかと僕は聞いとるんですよ。

◎宮崎誠委員長

学校施設整備課長。

●木村学校施設整備課長

そちらにつきましては、改めてその補助金ですね、対象、国のほうとも話をしながら今後進めてまいりたいと考えております。

◎宮崎誠委員長

野崎委員。

○野崎隆太委員

改めてということは、今日の審査を諦めるってことでよろしいですか。今日審査の日ですけど。

◎宮崎誠委員長

学校施設整備課長。

●木村学校施設整備課長

今具体的にですね、サウンディングしていくというような中身につきまして、決めを持っておるわけではございませんので、あくまで、今回、トイレ改修を行うと、それで補助金についても10年、10年の中で返すこともできると、公共用の施設として利用すればいけるというところを考えまして、今回このような予算要求をさせていただいたところでございます。以上でございます。

◎宮崎誠委員長

教育事務部長。

●鈴木教育事務部長

すみません。今いろいろ、野崎委員に御質問いただきながら課長答えておりますが、学校の統合に関しましては、子供や保護者はもちろんですけども、地域でありますとか、市にとっても大変大きなことであると思っております。それゆえに、慎重に丁寧に進めていく必要がある。また、当然経費がかかることでもあります。その部分は慎重に、より慎重に行く必要がある、なるべく、経費も考えながら、伊勢市の財政も考えながらというところで、統合のほうは進めております。

ただ、いま一方で、施設の整備というところも進めていく必要があるという中でですね、今、いる児童・生徒、学校減少している環境というの、少しでもよりよくしたいというふうな思いがございます。実際統合に関しましては、ある程度のこのあたりというふうな児童の推移とか生徒の推移とかを見ながら、時期をこのあたりという目標を決めた

して、そこに達成するまでの間にいろんな調整で年月が変わってきます。これまでの、見てみますと、4、5年はかかるのではないかというふうなことも考えられますので、そういったことも、スケジュール的なところは十分考えながら、ただ、今いる児童・生徒が、学校生活を送っていく部分を少しでもよりよくしていきたいというふうな思いで、できるところから、環境を整えていきたいというところで、整備をお願いをしている、来年度していきたいというふうなところをお願いしているものでございます。

今後の計画につきましては、まだもう一度、十分考えながら、統合に関しましては、今、第1期で残っている分と合わせまして、第2期の分を含めて、見直しの計画を立ててから、6年、7年もたってきているものでございますので、見直しも必要であろうかというふうにも考えておりますので、その辺り、もう一度考え直していきたいというふうに、ちゃんと計画、スケジュール的に立てていく必要があるとは思っておりますが、今のところ、できるところから、今現在いる利用生徒の環境をよくしていきたいという思いで進めていきたいというふうに思っておりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

◎宮崎誠委員長

野崎委員。

○野崎隆太委員

今回の予算に関して言えば、メリットは、先ほど吉井委員もおっしゃってましたけど、事務部長もおっしゃってましたけど、今いる生徒・児童の教育環境をよくしたいということが恐らくメリットだと思うんです。デメリットはさっきから僕が懸念しているのは、今後例えば、10年間、事業をしたことによって、その学校のトイレというか補助金の扱いがどうなるかっていうのとか、うちの計画がもっと遅れるんじゃないかっていうこれが正直言うとデメリットだと思って。あと、無駄遣いかな、学校が移設したときに。これのバランスがどうかっていう話の中で、今財務省とかに確認をしたのかっていう答えが出てこないことが一つは問題だと思うんです。

もう一つは、先ほど、部長、御答弁の中で、いわゆる子供の環境という話をしていたんですけども、計画の名前を、先ほど来、僕、部長もたくさんお話してますけど、適正規模・適正配置という計画で私たち進めてたはずですよ。よりよい教育環境の実施のためにやるという計画をここに資料を出しましたけど、をもとにやってたわけですよ。で、一方で子供たちが生きる育むことができる学校づくりに向けてっていう、こっちの計画のほうを遅らせておいて、もう片方で、いわゆる子供たちの環境をっていうような話をされましても、それならこの適正規模・適正配置が遅れてるのは、何なのかっていう話にしかないと思うんですよ。いわゆる子供たちの環境をよくするために、児童・生徒数が足りないというかたちから、少し減ってきた学校には、よりよい教育環境を与えるために、適正規模・適正配置をしましょうっていう、全く今のトイレの話と一緒に、適正規模・適正配置ではしてるはずなんですよ。

だから、このトイレの改修とか、そういう昔で言いますと長寿命化にあたって、教育委員会さんの持つてる理念のよりよい教育環境の充実っていうのが阻害されてはいかないかという話を僕はしてるんですよ。この長寿命化がいかに言ってるんじゃないか

て、皆さんのおっしゃってた適正規模・適正配置という計画に対して、影響を与えるのであればあなた方の理想は達成できませんよねっていう話を僕はしてるんです、あくまでも。

なので、この長寿命化が影響を与えるか与えないかだけ教えてくださいと言ってるんですよ。さっきの進修小学校とかに関しても、全く与えないので大丈夫ですって答えていただいたら、分かりましたというんで、もう一回そこだけ御答弁いただけますか。

◎宮崎誠委員長

学校施設整備課長。

●木村学校施設整備課長

適正規模、この計画につきましても、大切な部分の一つで、それは先ほどの長寿命化に関しても一方で大切な部分と考えております。ですので長寿命化をやれば大丈夫だっというところではなくてですね、一つ一つの計画そのものを同時に考えていくと、バランスをとって考えていかないといけないというふうに思っております。以上でございます。

◎宮崎誠委員長

野崎委員。

○野崎隆太委員

そうではなくて、この今回の長寿命化の改修をしたことによって、例えば10年間とか施設使用の縛りができてしまって、結果、適正規模・適正配置のほうの計画に影響を与えるような結果にならないかと言っているんです。別に補助金なので、お金返したらそれで大丈夫ですって言われたらそれでもいいんですけど、その覚悟がもしあって進められておるのか。もしくはそうではなくて、何も考えずにやってきておるんだったら、それはそれでちょっと問題ですし、だからその、今回の予算を認めることによって、そっちの計画に影響を与えることはないかということを知っているんで、もう一回御答弁をどなたでも結構ですのでいただけますか。

◎宮崎誠委員長

教育事務部長。

●鈴木教育事務部長

統合と適正規模化の計画には影響を与えないというふうに考えております。

◎宮崎誠委員長

野崎委員。

○野崎隆太委員

分かりました。それならいいです。我々も何か聞かれたときに、トイレ改修したもので新しい学校建たへんのやとか、適正規模・適正配置は進まへんのやというふうな形

で聞かれたときに、そんなことはないって聞きましたというふうな形で答えることがこれのできる。結局だから、それがやっぱさっき言った令和9年、10年とかいう話を、ごめんなさい、事前に聞いていたので。その話やっぱ聞いてしまうと、じゃあそこまで適正規模の話は進まないのかなと。そのあともうやっばって10年間縛るってなると、さらに進まないのかなっていうふうな印象をやっば受けてしまうので、その辺り、やっば適切に御対応いただいて、あとは、この予算の中で重ねている改修も、ひよっとすると、計画どおり適正規模が進んでいたら、提出されなくて済んだかもしれない予算だったことは御認識いただいて、事業を進めていただければと思います。以上です。

◎宮崎誠委員長

他に御発言はありませんか。

吉岡委員。

○吉岡勝裕委員

ただいま吉井委員と野崎委員のほうから、この長寿命化のことも含めていろいろと質問等を聞かせていただきました。今、大体の内容は御説明いただいたんですけども、トイレであったり、照明の改修ということで、これ、基本的には校舎とっていいですか、体育館等のほうには特には考えていないのか、その辺教えていただけますでしょうか。

◎宮崎誠委員長

学校施設整備課長。

●木村学校施設整備課長

校舎を対象にしております。

◎宮崎誠委員長

吉岡委員。

○吉岡勝裕委員

はい、分かりました。以前もですね、LED、要は照明ですね、水銀灯をLEDに変えていただいたりということも幾つかしてありますけども、またトイレも体育館も、小俣小学校なんか体育館ではなく講堂やもんですから、かなり古くなっておりますし、先ほどからいろんな、この改修事業について、長寿命化についていろいろと、野崎委員からも御質問いただきましたけども、やはりその、やっばいただくのは大変いいとは思いますが、少し遅かったというのの中にはあろうかと思っておりますけども、やはりその全体事業がですね、先ほど今、他の中学校、小俣、城田、港は令和10年までという話もありましたけども、この全体的なこの長寿命化をしていくというものの計画がですね、僕らちょっとよく分からないものですから、先ほども、ここしてええんやろうかという話だと思います。やはりそれはまた別途ですね、何かの形でですね、これ体育館と、先ほどは体育館出てないんですけど、体育館も相当古いですから、特に雨漏りしたりとかですね、先ほどのLEDもそうで

すけど、たくさんやっぱり施設も古くなってきておりますので、全体的な長寿命化計画というものをですね、もう少し中期的でも構わないのでお示しをいただけたらというふうに思いますがその辺いかがでしょうか。

◎宮崎誠委員長

学校施設整備課長。

●木村学校施設整備課長

今後内容も含めまして検討してまいりたいと思っております。よろしく申し上げます。

◎宮崎誠委員長

他にありませんか。

副委員長。

○楠木宏彦副委員長

今ですね、適正規模・適正配置化に関わって、今、学校のですね、改修について質問があったところなんですけれども、その適正規模・適正配置に関してはですね、別の問題だと思うんです。今現実にいる子供がですね、トイレが和式で使いにくいとか、そういった不便があると。そういった子供たちにとって、その学校での、例えば1年生の1年間というのは1年しかないんですよ。だからそういう時間をやっぱりね、きちんと学校管理としてはですね、保障していかなくちゃいけないと思うんです。ですから、先ほど無駄遣いという言葉もあったんですけども、今各学校に在籍してる子供たちにお金を使わなくちゃいけないからといって不便を引いていいのかと、やっぱりそれは絶対に駄目だと思うんですよ。

〔「行政に対する質問を。」と呼ぶ者あり〕

○楠木宏彦副委員長

うん。それで、だから、適正配置に関してはまだ別にですね、今のことは考えていくべきことなんだと思うんですけど、その今の子供たちの学校の環境の改善ということとの関係でですね、今のこの予算案についてですね、補正予算について、説明していただければと思うんですが。

◎宮崎誠委員長

学校施設整備課長。

●木村学校施設整備課長

はい、ありがとうございます。子供たちを取り巻くトイレの環境も含めまして、いろいろ環境改善に今後も努めてまいりたいと思っております。以上でございます。

◎宮崎誠委員長

他に御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎宮崎誠委員長

他に御発言もないようですので、款 11 教育費の当委員会関係分の審査を終わります。
以上で議案第 11 号中、教育民生委員会関係分の審査を終わります。
続いて討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎宮崎誠委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。「議案第 11 号 令和 5 年度伊勢市一般会計補正予算（第 11 号）中、教育民生委員会関係分」については、原案どおり可決すべしと決定いたしまして、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎宮崎誠委員長

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

【議案第 12 号 令和 5 年度伊勢市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）】

◎宮崎誠委員長

次に、「議案第 12 号 令和 5 年度伊勢市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）」を御審査願います。91 ページをお開きください。91 ページから 104 ページです。本件については、一括で御審査願います。

御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎宮崎誠委員長

御発言もないようですので、以上で議案第 12 号の審査を終わります。

続いて討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎宮崎誠委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。「議案第 12 号 令和 5 年度伊勢市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）」については、原案どおり可決すべしと決定いたしまして、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎宮崎誠委員長

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

【議案第 13 号 令和 5 年度伊勢市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）】

◎宮崎誠委員長

次に、「議案第 13 号 令和 5 年度伊勢市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）」

を御審査願います。105 ページをお開きください。105 ページから 116 ページです。本件についても、一括で御審査願います。

御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎宮崎誠委員長

御発言もないようですので、以上で議案第 13 号の審査を終わります。

続いて討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎宮崎誠委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。「議案第 13 号 令和 5 年度伊勢市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）」については、原案どおり可決すべしと決定いたしまして、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎宮崎誠委員長

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

【議案第 14 号 令和 5 年度伊勢市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）】

◎宮崎誠委員長

次に、「議案第 14 号 令和 5 年度伊勢市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）」を御審査願います。117 ページをお開きください。117 ページから 132 ページです。本件についても、一括で御審査願います。

御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎宮崎誠委員長

御発言もないようですので、以上で議案第 14 号の審査を終わります。

続いて討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎宮崎誠委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。「議案第 14 号 令和 5 年度伊勢市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）」については、原案どおり可決すべしと決定いたしまして、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎宮崎誠委員長

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

説明員入替えのため、暫時休憩します。

休憩 午前10時37分

再開 午前10時38分

◎宮崎誠委員長

休憩を解き、会議を再開いたします。

【議案第 17 号 令和 5 年度伊勢市病院事業会計補正予算（第 3 号）】

◎宮崎誠委員長

次に、「議案第17号 令和5年度伊勢市病院事業会計補正予算（第3号）」を御審査願います。157ページをお開きください。157ページから168ページです。本件についても、一括で御審査願います。

御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎宮崎誠委員長

御発言もないようですので、以上で議案第 17 号の審査を終わります。

続いて討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎宮崎誠委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。「議案第 17 号 令和 5 年度伊勢市病院事業会計補正予算（第 3 号）」については、原案どおり可決すべしと決定いたしまして、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎宮崎誠委員長

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

【議案第 24 号 伊勢市子ども家庭支援ネットワーク条例の一部改正について】

◎宮崎誠委員長

次に、条例等議案書の 21 ページをお開きください。21 ページから 24 ページの「議案第 24 号 伊勢市子ども家庭支援ネットワーク条例の一部改正について」を御審査願います。

御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎宮崎誠委員長

御発言もないようですので、以上で議案第 24 号の審査を終わります。

続いて討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎宮崎誠委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。「議案第 24 号 伊勢市子ども家庭支援ネットワーク条例の一部改正について」は、原案どおり可決すべしと決定いたしまして、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎宮崎誠委員長

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

【議案第 29 号 伊勢市福祉医療費の助成に関する条例の一部改正について】

◎宮崎誠委員長

次に、47 ページをお開きください。47 ページから 50 ページの「議案第 29 号 伊勢市福祉医療費の助成に関する条例の一部改正について」を御審査願います。

御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎宮崎誠委員長

御発言もないようですので、以上で議案第 29 号の審査を終わります。

続いて討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎宮崎誠委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りします。「議案第 29 号 伊勢市福祉医療費の助成に関する条例の一部改正について」は、原案どおり可決すべしと決定いたしまして、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎宮崎誠委員長

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

【議案第 30 号 伊勢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準に関する条例の一部改正について】

◎宮崎誠委員長

次に、51 ページをお開きください。51 ページから 54 ページの「議案第 30 号 伊勢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準に関する条例の一部改正について」を御審査願います。

御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎宮崎誠委員長

御発言もないようですので、以上で議案第 30 号の審査を終わります。

続いて討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎宮崎誠委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。「議案第 30 号 伊勢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準に関する条例の一部改正について」は、原案どおり可決すべしと決

定いたしまして、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎宮崎誠委員長

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

【議案第 31 号 伊勢市こども家庭センター条例の制定について】

◎宮崎誠委員長

次に、55 ページをお開きください。55 ページから 57 ページの「議案第 31 号 伊勢市こども家庭センター条例の制定について」を御審査願います。

御発言はありませんか。

大西委員。

○大西要一委員

条例を見させていただきまして、第 3 条のところがですね、センターの業務を規定されております。児童福祉法の関係と母子保健法の関係の二つが規定されております。次の第 4 条ではですね、母子保健法の関係は中央保健センターで行うということでございます。少しこの関係で分かりにくいところありますので、どのような体制で、こども家庭センターを運営されていくのか、その体制について教えていただきたいと思っております。

◎宮崎誠委員長

福祉総合支援センター副参事。

●坂本福祉総合支援センター副参事

はい、こども家庭センターのほうですが、児童福祉法の改正によりまして、こども家庭センターは、母子保健と児童福祉の両機能の連携協働を深めて、子育てに困難を抱える家庭に対して、切れ目なく、漏れなく対応するということを目指しております。それによりまして、健康課の管轄であります 6 階のほっとテラスのほうと 7 階の福祉総合支援センターのこども家庭相談係のほうを、一体的に機能を持たせるというところで、令和 5 年度から設置しているものでございます。以上でございます。

◎宮崎誠委員長

大西委員。

○大西要一委員

もう既にですね、体制としてはできているというふうに考えさせていただいていいんでしょうか。

◎宮崎誠委員長

福祉総合支援センター副参事。

●坂本福祉総合支援センター副参事

令和5年度に駅前の健康福祉ステーションのほうに移動させていただいたときに、設置させていただいたものでございます。以上でございます。

◎宮崎誠委員長

大西委員。

○大西要一委員

体制としてセンター長と統括支援員、こちらを置くというふうになるかと思うんですが、その方々に資格か何かの条件とかいうのはあるんでしょうか。

◎宮崎誠委員長

福祉総合支援センター副参事。

●坂本福祉総合支援センター副参事

センター長と統括支援員ということで、センター長のほうには、母子保健と児童福祉機能における双方の業務において、組織全体のマネジメントを行う責任者ということで、特に資格のほうは問われておりません。統括支援員におきましては、母子保健機能及び児童福祉における双方の業務におきまして、十分な知識を有し、俯瞰して判断することができるものとなっております。現在、こども家庭相談係の保健師が同課支援員として動いておるところでございます。

◎宮崎誠委員長

大西委員。

○大西要一委員

既にですね、その業務もあてがって、もう予定されとるということでございます。今回ですね、もう既に体制もできておるんですけど、条例化をされると、条例設置になるということで、何かメリットか何かあるんでしょうか。

◎宮崎誠委員長

福祉総合支援センター副参事。

●坂本福祉総合支援センター副参事

母子保健と児童福祉を一体的にすることで包括的な支援を強化していけると考えております。また、財政面におきましては、法施行前から補助金であります安心こども基金を利用しまして、こども家庭センターの該当部分の工事費でありますとか、あと、備品購入、統括支援員の人件費を充当しております。令和6年度もその補助金を利用をさせていただく予定であります。はい、以上でございます。

◎宮崎誠委員長

大西委員。

○大西要一委員

補助金とかそういうところが有利になるということですかね。ありがとうございます。

◎宮崎誠委員長

他に御発言はありませんか。

吉井委員。

○吉井詩子委員

今の御答弁を聞いていると何か補助金が増えるからというようなふうにとられてしまうというのは、ちょっとどうかと思うんですが、こども家庭庁のほうでは、自治体からのQ&Aなど出されておりますが、それによりますと、このこども家庭センターの設置に当たって、自治体において条例や規則とか、設置要綱等は自治体の判断に任せるといふふうに出ています。それをあえて今回する、条例をつくるわけですから、補助金のためにという御答弁だけではちょっと足りないと思いますので、その辺の御決意を行っていただきたいと思います。

◎宮崎誠委員長

福祉総合支援センター副参事。

●坂本福祉総合支援センター副参事

すみません。先ほど補助金のというところですいません。そのために設定したわけではありません。特にここら辺の条例化の義務っていうのは問われておりませんので、そういう補助金は利用させていただいておりますが、この条例制定に当たりましては、現在もこども家庭センターのほうは設置はしておるんですけども、この令和6年の4月から施行に当たる法改正、施行に向けまして、機能を明確化させるというところですか、あと、今後の充実を図りたいというところで、条例化で明確化させていただいたところがございます。以上でございます。

◎宮崎誠委員長

吉井委員。

○吉井詩子委員

はい、分かりました。やはり、駅前にこれを持ってきたということで、さらに、条例化をするということできちんと位置づけをして、充実させていくってことで理解させていただきました。ありがとうございます。

◎宮崎誠委員長

他に御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎宮崎誠委員長

他に御発言もないようですので、以上で議案第 31 号の審査を終わります。

続いて討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎宮崎誠委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。「議案第 31 号 伊勢市こども家庭センター条例の制定について」は、原案どおり可決すべしと決定いたしまして、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎宮崎誠委員長

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

【議案第 32 号 伊勢市特別保育の実施に関する条例の一部改正について】

◎宮崎誠委員長

次に、58 ページをお開きください。58 ページから 62 ページの「議案第 32 号 伊勢市特別保育の実施に関する条例の一部改正について」を御審査願います。

御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎宮崎誠委員長

御発言もないようですので、以上で議案第 32 号の審査を終わります。

続いて討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎宮崎誠委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。「議案第 32 号 伊勢市特別保育の実施に関する条例の一部改正について」は、原案どおり可決すべしと決定いたしまして、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎宮崎誠委員長

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

【議案第 33 号 伊勢市児童発達支援センター条例及び伊勢市こども発達支援施設条例の一部改正について】

◎宮崎誠委員長

次に、63 ページをお開きください。63 ページから 67 ページの「議案第 33 号 伊勢市児童発達支援センター条例及び伊勢市こども発達支援施設条例の一部改正について」を御

審査願います。

御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎宮崎誠委員長

御発言もないようですので、以上で議案第 33 号の審査を終わります。

続いて討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎宮崎誠委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。「議案第 33 号 伊勢市児童発達支援センター条例及び伊勢市こども発達支援施設条例の一部改正について」は、原案どおり可決すべしと決定いたしまして、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎宮崎誠委員長

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

【議案第 34 号 伊勢市障害児放課後等支援施設条例の一部改正について】

◎宮崎誠委員長

次に、68 ページをお開きください。68 ページから 74 ページの「議案第 34 号 伊勢市障害児放課後等支援施設条例の一部改正について」を御審査願います。

御発言はありませんか。

副委員長。

○楠木宏彦副委員長

この条例案について伺いますけれども、説明のところですね、伊勢市障害児放課後等支援施設の利用者の範囲を広げるといふようなことが、書かれているんですけども、その内容について若干説明していただければと思います。

◎宮崎誠委員長

高齢・障がい福祉課長。

●奥野高齢・障がい福祉課長

今回、児童福祉法の改正によりまして、放課後等デイサービスの対象事業の見直しが行われました。それにつきましては、高校だけではなく、新たに専修学校等に通学している児童も対象とするということをごさいますして、似通った事業をさせていただくこの施設につきましても、同じように利用者の拡大をさせていただくものでございます。以上でございます。

◎宮崎誠委員長
副委員長。

○楠木宏彦副委員長

これまで対象者が、学校教育法の1条項に当たるところしか利用できなかったものを、同年代の在学するほかの子供たちにも開くと、そういうふうに解釈してよろしいでしょうか。

◎宮崎誠委員長
高齢・障がい福祉課長。

●奥野高齢・障がい福祉課長
委員仰せのとおりでございます。以上でございます。

◎宮崎誠委員長
他に御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎宮崎誠委員長

他に御発言もないようですので、以上で議案第34号の審査を終わります。
続いて討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎宮崎誠委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。
お諮りいたします。「議案第34号 伊勢市障害児放課後等支援施設条例の一部改正について」は、原案どおり可決すべしと決定いたしまして、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎宮崎誠委員長

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

【議案第35号 伊勢市障がい者基幹相談支援センター条例の一部改正について】

◎宮崎誠委員長

次に、75ページをお開きください。75ページから78ページの「議案第35号 伊勢市障がい者基幹相談支援センター条例の一部改正について」を御審査願います。
御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎宮崎誠委員長

御発言もないようですので、以上で議案第35号の審査を終わります。
続いて討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎宮崎誠委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。「議案第 35 号 伊勢市障がい者基幹相談支援センター条例の一部改正について」は、原案どおり可決すべしと決定いたしまして、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎宮崎誠委員長

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

【議案第 36 号 伊勢市国民健康保険条例の一部改正について】

◎宮崎誠委員長

次に、79 ページをお開きください。79 ページから 100 ページの「議案第 36 号 伊勢市国民健康保険条例の一部改正について」を御審査願います。

御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎宮崎誠委員長

御発言もないようですので、以上で議案第 36 号の審査を終わります。

続いて討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎宮崎誠委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。「議案第 36 号 伊勢市国民健康保険条例の一部改正について」は、原案どおり可決すべしと決定いたしまして、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎宮崎誠委員長

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

【議案第 37 号 伊勢市介護保険条例の一部改正について】

◎宮崎誠委員長

次に、101 ページをお開きください。101 ページから 108 ページの「議案第 37 号 伊勢市介護保険条例の一部改正について」を御審査願います。

御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎宮崎誠委員長

御発言もないようですので、以上で議案第 37 号の審査を終わります。

続いて討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎宮崎誠委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。「議案第 37 号 伊勢市介護保険条例の一部改正について」は、原案どおり可決すべしと決定いたしまして、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎宮崎誠委員長

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

【議案第 38 号 伊勢市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について】

◎宮崎誠委員長

次に、109 ページをお開きください。109 ページから 164 ページの「議案第 38 号 伊勢市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」を御審査願います。

御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎宮崎誠委員長

御発言もないようですので、以上で議案第 38 号の審査を終わります。

続いて討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎宮崎誠委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。「議案第 38 号 伊勢市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」は、原案どおり可決すべしと決定いたしまして、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎宮崎誠委員長

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

審査の途中ですが、ここで11時10分まで休憩とします。

休憩 午前10時57分

再開 午前11時08分

【議案第 39 号 伊勢市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について】

◎宮崎誠委員長

休憩前に引き続き、会議を再開します。

次に、165 ページをお開きください。165 ページから 187 ページの「議案第 39 号 伊勢市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型

介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について」を御審査願います。

御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎宮崎誠委員長

御発言もないようですので、以上で議案第 39 号の審査を終わります。

続いて討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎宮崎誠委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。「議案第 39 号 伊勢市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について」は、原案どおり可決すべしと決定いたしまして、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎宮崎誠委員長

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

【議案第 40 号 伊勢市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について】

◎宮崎誠委員長

次に、188 ページをお開きください。188 ページから 201 ページの「議案第 40 号 伊勢市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について」を御審査願います。

御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎宮崎誠委員長

御発言もないようですので、以上で議案第 40 号の審査を終わります。

続いて討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎宮崎誠委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。「議案第 40 号 伊勢市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について」は、原案どおり可決すべしと決定いたしまして、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎宮崎誠委員長

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

【議案第 41 号 伊勢市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について】

◎宮崎誠委員長

次に、202 ページをお開きください。202 ページから 215 ページの「議案第 41 号 伊勢市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」を御審査願います。

御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎宮崎誠委員長

御発言もないようですので、以上で議案第 41 号の審査を終わります。

続いて討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎宮崎誠委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。「議案第 41 号 伊勢市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」は、原案どおり可決すべしと決定いたしまして、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎宮崎誠委員長

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

以上で付託案件の審査はすべて終了しました。

お諮りいたします。委員長報告文の作成については正副委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎宮崎誠委員長

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

【学校教育に関する事項】

〔小学校給食の運営について〕

◎宮崎誠委員長

次に、継続調査案件の「学校教育に関する事項」についての御審査を願います。

「小学校給食の運営について」当局からの説明をお願いします。

教育総務課長。

●前村教育総務課長

それでは、「小学校給食の運営について」御説明いたします。資料1を御高覧ください。

学校給食の法律上の目的につきましては、1に書かせていただいておりますが、学校給食には、いろいろな食材を使った栄養バランスのとれた食事をとることを通して、食についての自己管理能力を養い、日々の健康増進を図ろうとする役割があります。また、食事の重要性、地域の自然や文化、産業等に関する理解を深め、感謝の心を培う役割もあります。学校給食は、栄養摂取のためだけでなく、給食の時間をはじめ、授業などを通して食育のためにも活用されています。

次に、「2. 伊勢市の小学校給食の概要」でございます。小学校22校では、直営による単独自校調理方式により、完全給食を実施し、安全性を最優先した給食対応を行っているところです。しかしながら、小学校給食を取り巻く状況には課題も多いのが現状でございます。

「3. 小学校給食運営における課題」を御覧ください。1点目の調理士の人材確保でございます。小学校においては、各校の食数規模に応じた調理士を配置し、調理に当たることとしておりますが、近年、会計年度任用職員の調理士の確保が困難な状況が続いております。2点目は、給食室の老朽化と調理能力への対応でございます。学校の給食室の半数以上は、建築後40年以上が経過しており、大規模な修繕や更新の時期を迎えつつあります。今後は、学校給食衛生管理基準に基づいたドライ施設への改修が望ましい状況です。

また、市全体の児童生徒数は減少傾向ではありますが、一部の地域では、児童数の増加が見込まれており、今後、現在の給食施設で必要な食数を提供することが難しくなることが予測されます。今後も引き続き、安全で安心な学校給食を安定的に提供するためには、課題解決が急務であると考え、現在、附属機関である学校給食運営委員会において、御意見を頂戴しながら、解決に向けた検討を進めているところでございます。今後、方向性がまとまってまいりましたら、改めてお示しをさせていただきます。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

◎宮崎誠委員長

ただいまの説明に対しまして、御発言はありませんか。

野崎委員。

○野崎隆太委員

先ほど補正予算の中でたくさんお話をしたので、もうこれ以上多くは申し上げませんが、先ほど、補正予算の中で吉岡委員もおっしゃっていましたが、この学校給食の施設改修というのも、やはり結局その長寿命化であるとか、適正規模・適正配置の結果、新設校ができるかどうかというように、その計画と上手に歯車を合わせていくような必要があるかなと思っております。なので、先ほど、中期・長期的な長寿命化の計画をという意見があったように思いますけども、単に学校の給食施設を、ここを新しくするのかしないとか、それだけで出てくるのはもったいないというだけですけども、ちょっと、いびつな結果になってしまうんじゃないかなあと思うところもございます。なので、適正規模・適正配置の計画と長寿命の計画と、この全体の計画の中で、ぜひ、考えていただきました

いということはこの運営委員会の皆さんにも、そういう議論が議会からあったということもお伝えをいただければなと思います。もうさっきいろいろ聞いたので、これ以上は言いませんけど。はい、以上です。

◎宮崎誠委員長
教育総務課長。

●前村教育総務課長

委員、ありがとうございます。先ほど来、学校施設整備課長も言いましたとおり、長寿命化と適正規模・適正配置のこともこれから考えていくということになっておりますので、給食施設につきましては老朽化が進んでおります。また人の不足というところも大きな課題ですので、今、附属機関の学校給食運営委員会のほうの方々に課題を共有して、今後どうしていくのがいいかという御意見も頂戴して、これから教育委員会として方向性を決めていくところでございますので、委員の言っていただきました御意見のほうも運営委員会のほうにもお話をさせていただいて、考えてまいりたいと思います。ありがとうございました。

◎宮崎誠委員長
他に御発言はありませんか。
吉岡委員。

○吉岡勝裕委員

御説明いただきまして、大体は理解をさせていただきました。運営委員会のほうでいろいろと御議論いただくということですが、現時点で、例えば小規模になってきているところ、親子方式にしていくのかとか、またこの、先日も明野小学校1年生、今度140人以上というふうなことも聞かせていただきました。本当に今、アレルギーの対応もありますし、大変やと思います。先ほどドライの方式とか、いろいろその辺も聞かせていただきました。これから、運営委員会でお話しいただくと思いますが、それまた、どのような時点で教えていただけるのかとか、何かその予定とかその辺があれば、そこもう少し教えていただけますか。

◎宮崎誠委員長
教育総務課長。

●前村教育総務課長

はい、現在運営委員会のほう2回開催させていただきまして、今度3月、また、中旬に3回目の委員会のほうを予定をさせていただいております。委員さんのほうから、御意見を頂戴して、意見のほうをまとめていただいて、報告書というような形でまとめていただけたらなというふうには考えておりますので。またそちらが出てまいりまして、教育委員会のほうの方向性も決まってまいりましたら、早い段階で委員の皆様には一度御示しを

させていただいて、御意見も頂戴したいなというふうに考えております。以上でございます。

◎宮崎誠委員長

他に御発言はありませんか。
吉井委員。

○吉井詩子委員

この運営委員会というものは、いかなるものなのか、どういうメンバーで構成されますか。

◎宮崎誠委員長

教育総務課長。

●前村教育総務課長

学校給食運営委員会の目的につきましては、学校給食の安全衛生、その他の学校給食の運営に係る重要事項について、調査審議をしていただくというような組織でございます。メンバーにつきましては、委員さん8名、今回出ていただきまして、学識経験の方をはじめ、保護者の代表の方、それから、関係行政機関は保健所のほうです。それから、医師、薬剤師の代表の方、それから小学校長の代表、それから学校栄養教諭のほう、小学校・中学校の教諭のほうが出ていただいております。以上です。

◎宮崎誠委員長

吉井委員。

○吉井詩子委員

学校の栄養教諭の方は、現場のこともよく御存じだと思いますので、この調理師さんの調理に関わっている方のお声なんかは、その栄養教諭さんを通じて聞くということによるしいですか。

◎宮崎誠委員長

教育総務課長。

●前村教育総務課長

学校の栄養教諭のほうからも、その現場の状況を聞かせていただきますし、また私どものほう、給食調理員のほうの会議のほうも定期的に持ってございまして、私も、担当係長のほうもそこに出席をしております。日々、そちらのほうで、学校の問題とか、困っていることなんか聞かせていただいておりますので、そちらのほうも反映させていただくことで考えていきたいと思っております。以上です。

◎宮崎誠委員長

吉井委員。

○吉井詩子委員

子供のことで、子供さんの声を聞く機会というのもこれからもまた給食に関しての思いも聞いていただきたいなと思いますが、やはりこの調理員さんの声を聞いていただくということも課題解決の一助になると思いますので、よろしく願いいたします。以上です。

◎宮崎誠委員長

他に御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎宮崎誠委員長

御発言もないようですので、説明に対しての質問を終わります。

続いて、委員間の自由討議を行います。御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎宮崎誠委員長

御発言もないようですので、自由討議を終わります。

以上で、「小学校給食の運営について」を終わります。

【学校教育に関する事項】

〔伊勢市いじめ防止基本方針の改訂について〕

◎宮崎誠委員長

次に、「伊勢市いじめ防止基本方針の改訂について」当局から説明をお願いします。

学校教育課副参事。

●中川学校教育課副参事

それでは、「伊勢市いじめ防止基本方針の改訂について」御説明いたします。資料を御覧ください。

「1 「伊勢市いじめ防止基本方針」改訂の趣旨」につきましては、いじめ防止対策推進法に基づき、学校、家庭、地域社会が連携して、いじめ問題を克服するために、伊勢市いじめ防止基本方針を平成27年10月に策定しました。今回、三重県いじめ防止基本方針が改訂されたことを受けて、市の基本方針についても、いじめやいじめ重大事態の対処などについて、県の基本方針を反映した内容に改訂することとしました。なお、内容につきましては、これまでに、伊勢市いじめ問題対策連絡協議会、伊勢市いじめ問題対策委員会において、確認をいただいております。

次に、「2 改訂内容」につきましては、主な改訂としましては、いじめの早期発見について、ネットリテラシー教育の推進について、行政の役割について、学校基本方針に基づく取組について、重大事態への対処についてが挙げられます。すべての改訂内容につき

ましては2の表に記載のとおりでございます。

最後に「3 今後の流れ」としましては、御承認をいただきましたら、市内小中学校に周知を行い、各校において、学校いじめ防止基本方針に反映させます。また、伊勢市のホームページにも掲載をする予定です。

説明は以上でございます。御協議賜りますようよろしくお願いいたします。

◎宮崎誠委員長

ただいまの説明に対しまして、御発言はありませんか。

野崎委員。

○野崎隆太委員

ちょっと簡単に教えてほしいんですけども、この間、予算委員会の中で、このいじめの関係のことって市長部局が対応するような話がちょろっとあったと思うんですよ。この辺りって、どんなふうにこれから整理をしていくのかって、こんな基本方針とかこの辺りも全部市長部局のほうを担当するのか、それとも教育委員会で担当するのか、その辺りってどんなふうに整理をされているかをちょっと教えてください。

◎宮崎誠委員長

学校教育課副参事。

●中川学校教育課副参事

このいじめ防止基本方針につきましては、学校協議会、教育委員会のほうでさせていただきます。この予算委員会のほうでありました行政の相談アプリにつきましては、今年度新しく、教育委員会外の市長部局のほうでのいじめ防止に向けた取組をとということで新しく導入をしていただきました。教育委員会と市長部局と両輪でしていくという方向でやっていきますので、教育委員会が市長部局のほうにこれから今後移行してしていただくというものではございません。以上でございます。

◎宮崎誠委員長

野崎委員。

○野崎隆太委員

ちょっと答えにくい質問かもしれないんですけども、予算の中の説明を見ますと、ある意味で市長部局が主導してというか、先頭に立ってというか、解決も含めて全部手を出していくってというような、手を差し伸べていくというかたちですかね、雰囲気だったかなあと思うんですけども。どちらが主導するっていう話をすると、どっちっていう話は今、あるんです。その当然、両輪って両方仕事をするのは分かるんですけど、上下とか優劣とかいう話をすると、優劣というのは失礼やな、上下とかいう話をするんなら、どっちっていうな、これ決まってんのは、今んところはないうですか、これからの話ですから。

◎宮崎誠委員長
健康福祉部長。

●江原健康福祉部長

今、どちらが上下っていうふうなところではございましたけど、教育委員会と市長部局で連携して取り組んでいくという方向でございます。で、この方針の中にもですね、福祉部門で取組を進めていく部分というのは入れていただいております。ですので、これから子供だけと違ってその家庭の福祉に関する支援であったりっていうふうなところを、福祉の部分で主に担っていくというふうなところなのかなというふうなところでございます。

◎宮崎誠委員長

他に御発言ありませんか。
副委員長。

○楠木宏彦副委員長

この新しい改訂案を見せていただいておりますね、これまで、いじめが起こったときにどうするかというそういう対処的なのですね、対処療法的なものが多かったと思うんですけども、今回、非常に積極的なものが出されていると思うんですよ。それについてですね、もう少し具体的にどのようにしていくのかについてお話を伺いたいと思うんですけども。まず、今回これ、特徴として一つはですね、まず学校の空気を変えていくと、いじめが起こりにくい環境をつくっていくということ、それから、子供たちにですね、いじめにどう対応していくのか、そういったことについて、学ばせていくということが二つ目だと思うんですけども。次、三つ目にですね、それぞれの学校が学校の実情に応じて適切に学校の方針を作成していくと、こういうふうなことなんですけど、それとともにですね、機能しているかどうかについても点検をしていくというふうに言われているんですけども、同じ質問なんですけれども、学校はそれぞれの実情に応じてですね、基本方針をつくる、それが適切に機能しているかどうか点検見直しを行うと、こういったことについてそれぞれの学校で行っていくことだと思うんですけども、これ教育委員会としてはどのように関わっていかれるんでしょうか。

◎宮崎誠委員長

学校教育課副参事。

●中川学校教育課副参事

これまでも毎年学校におきましては、年度当初に学校いじめ防止基本方針の見直し、それからまた確認をしておりました。来年度、令和6年度は、この伊勢市の基本方針の改訂を受けまして、全ての小中学校がこの伊勢市の基本方針を反映させることとなりますので、それを改めて学校のほうに通知を出して、学校のほうで取組を進めてまいります。また、ホームページに全ての学校、上げることになっております。これまでも上げておりま

すので、またこちら、教育委員会のほうでも確認を行いたいと思っております。以上でございます。

◎宮崎誠委員長

副委員長。

○楠木宏彦副委員長

本当にですね、それぞれの学校の実情に合わせた適切な方針がそれぞれのところから出されていくと思いますのでね、これは非常に教育委員会として、見えにくい部分もあるかとも思いますけれども、それぞれの学校と連携をしっかりとっていただいでですね、進めていただきたいと思います。

その次にですね、先ほど福祉関連のほうの質問もありましたけれども、ここにですね、いじめ問題対策に市長部局が加わり、将来的な福祉課題の発生を防止しと、そして、子供たちが健やかに提供できる環境を整備するとあるわけですがけれども、将来的な福祉の課題の発生を防止するというふうに言われているんですけれども。ただ、いじめについてですね、それが起こっている現状においては、そこに関わっている子供たちの家庭においても、まさに今の時点でですね、家庭の福祉的な課題があるんじゃないかと思うんですけれども。これ、将来的なっていうよりもですね、現在の福祉的な課題について、やはりきちっと、市長・教育部局が密に連携する体制を構築していくというようなことが思うんですけれども。そういう面で、先ほどもそういう家庭の福祉な支援をしていくという話をしていましたんですけれども、そここのところ、非常に学校側のとらえ方と福祉部の人だけでは非常に難しいところがあると思うんですけれども、これもう一度、もう少し詳しくですね、どのように、例えば、現実がいじめが起こったときに、いじめている側あるいはいじめられている側、家庭の福祉的な課題、その場でどういうふうに対応していくのか、そのための体制をどうしていくのかについて伺いたいと思います。

◎宮崎誠委員長

学校教育課副参事。

●中川学校教育課副参事

いじめが起きた場合は、学校のほうでまず被害者・加害者のほうから聞き取りを行います。その中で、家庭の問題、福祉的な課題が見つかった場合は、こちらのスクールソーシャルワーカーを学校のほうに派遣しまして、福祉の関係機関との調整を図ってつなぎたいと、実際そのようなことをやっております。以上でございます。

◎宮崎誠委員長

健康福祉部参事。

●小林健康福祉部参事

福祉総合支援センターにおきましても、いじめに関して、福祉的な問題がありました

ら重層的な支援として、社会福祉士・保健師などが具体的に支援を行ってまいりますので、将来的な問題だけでなく、現在の問題にも対応していきたいと考えております。以上でございます。

◎宮崎誠委員長
副委員長。

○楠木宏彦副委員長

そもそも、この駅前に福祉センターが出たっていうのは、やはり福祉の課題が重層的なっていうふうなことでつくられたと思うんで、その中の一つとしてですね、このいじめの問題も出てくるんだと思います。ですからそこら辺もですね、それはそういう視点から積極的にとって、取りあえず捉えていただいてですね、福祉からのアプローチも十分にいただければと思います。

◎宮崎誠委員長
他に御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎宮崎誠委員長

他に御発言もないようですので、説明に対しての質問を終わります。
続いて、委員間の自由討議を行います。御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎宮崎誠委員長

御発言もないようですので、自由討議を終わります。

以上で、「伊勢市いじめ防止基本方針の改訂について」を終わります。

「学校教育に関する事項」につきましては、引き続き調査を継続していくということで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎宮崎誠委員長

御異議なしと認めます。本件につきましては引き続き調査を継続いたします。

【行政視察について】

◎宮崎誠委員長

次に、「行政視察について」御協議願います。本件につきましては、2月6日の教育民生委員協議会におきまして、6月定例会までの実施を決定し、日程、視察先及び視察項目については、正副委員長に御一任いただいているものであります。

今のところ、日程については、5月20日の週で調整中であり、3日間を予定しております。

視察先及び視察項目については、委員の中から希望がありました「高齢者福祉に関する事項」として、東京都三鷹市ですでに視察受入れの内諾は得ているところであり、その

他の視察先については、現在調整中となっております。

本件について、御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎宮崎誠委員長

御発言もないようでありますので、お諮りいたします。

視察項目の「高齢者福祉に関する事項」については、議長に閉会中の継続調査の申し出をしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎宮崎誠委員長

御異議なしと認めます。

そのように決定いたしましたので、議長へ申し出をいたします。詳細については、決まり次第、委員の皆様にご連絡をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

以上で、御審査いただきます案件の審査は終わりましたので、これをもちまして教育民生委員会を閉会いたします。

閉会 午前11時34分

上記署名する。

令和6年3月11日

委員長

委員

委員